

檜山北部3町合併協議会

第1回議会議員定数・任期検討小委員会

日 時 平成16年8月23日（月）13時30分

場 所 北檜山町健康センター

【檜山北部3町合併協議会事務局】

檜山北部3町合併協議会 第1回議会議員定数・任期検討小委員会会議次第

平成16年8月23日(月) 13:30~14:58 場所:北檜山町健康センター

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

議案第1号 委員長及び副委員長の互選について

会議録署名委員の指名について

議案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

4. その他

5. 閉 会

○出席委員

大成町

委 員 花 田 千 賀 志 委 員 高 畑 實 委 員 濱 口 敬 子

瀬棚町

委 員 平 田 泰 雄 委 員 桜 井 明 雄 委 員 工 藤 芳 江

北檜山町

委 員 内 田 東 一 委 員 酒 井 誠 一 委 員 中 島 勝 則

○幹 事

副幹事長 小 林 義 悦 幹 事 長 福 島 一 臣 幹 事 越 野 邦 夫

幹 事 碓 谷 恵 一 幹 事 高 野 利 廣

○協議会事務局

事務局長 道 高 勉 事務局次長 駒 谷 正 義 事務局次長 成 田 円 裕

書 記 小 板 橋 司 町づくり推進係長 山 内 保 夫

1. 開 会

(午後1時30分)

(道高事務局長)

皆様、本日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
それでは、ただいまより第1回議会議員定数・任期検討小委員会を開催いたします。

2. 会長あいさつ

(道高事務局長)

開会に当たりまして、協議会会長でございます内田北檜山町長より一言ごあいさつを申し上げます。

(内田会長)

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、皆さん方には第1回の議会議員定数・任期検討小委員会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。なおまた委員の中には、午前中行われました第2回の新町名の選定小委員会にも出席をしていただいております。続いての会議でございます。大変お疲れだと思えますけれども、ひとつきょうは皆様方のご意見をちょうだいし、本日の会議が皆さんのご意見のもとにおさまりますことをお願い申し上げまして、簡単でございますけれども開会についてのごあいさつにかえさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

3. 議 事

(道高事務局長)

それでは、これから会議に入るわけでございますが、初めに小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、会議の成立には委員の3分の2以上の出席が必要となっております。本日の出席委員は10名でございます。7名以上の出席がございますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

なお、当小委員会運営要綱第6条第2項の規定により、会議の議長は委員長が当たることになっておりますが、委員長が選任されるまで内田協議会会長に議長をお願いしたいと存じます。

なおまた、当小委員会の会議内容につきましては会議録を調製することになっておりますので、ご発言につきましては委員長の許可をとってからお願いしたいと思います。

それでは、内田会長、よろしくお願ひします。

(内田会長)

それでは、委員長が互選されるまで私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

まず、議案の第1号 委員長及び副委員長の互選についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読をいたさせます。

(道高事務局長)

それでは、議案の第1ページでございます。

議案第1号、委員長及び副委員長の互選について。

委員長及び副委員長の選任は、檜山北部3町合併協議会小委員会設置規程第4条第2項及び議会議員定数・任期検討小委員会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、互選により選出する。

平成16年8月23日提出、議会議員定数・任期検討小委員会。

委員長、副委員長をそれぞれ1名ずつ互選をお願いしたいと思います。

(内田会長)

それでは、委員長の互選方法についてお諮りをいたします。

どのような方法で互選しますか、どなたかご発言をいただきたいと思います。

(桜井委員)

議会議員の定数・任期検討小委員会の委員長及び副委員長の互選につきましては、私を推薦人としていただきまして、推薦でお諮りいただきたいと思います。

(内田会長)

ただいま桜井委員より、指名推選との発言がありました。

そのほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、指名をお願いいたします。

(桜井委員)

それでは、委員長につきましては大成町の高畑委員、並びに副委員長におかれましては北檜山町の中島委員をお願いしたいと思います。

(内田会長)

ただいま桜井委員から、委員長には高畑委員、それから副委員長には中島委員をというご指名がございました。

ほかに、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、ただいま推薦がありましたとおり、委員長に高畑委員、副委員長には中島委員の指名がありました。

それでは、高畑委員及び中島委員を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(内田会長)

それでは、異議なしと認め、委員長には高畑委員、副委員長には中島委員を互選することに決定をいたしました。

それではここで、委員長さんと交代をいたします。

高畑委員長さん、どうぞ。

(高畑委員長)

皆様、おはようございました。

ただいま議会議員定数並びに任期検討小委員会の委員長に任命された大成町議会の高畑でございます。よろしく願いいたします。

ご案内のように、この小委員会は本当に数少ない委員数の委員会でございます。そしてまた本日の課題は、私ども議会に最も強く結びつけられる案件であろうと、このように考えてございます。そういうことを考えますと、本当に私どもは皆様方のご意見を100%以上拝聴率を高くしまして、今後の方向づけを、努めて議会のあり方について考えてみたいと考えてございますので、どうぞひとつ、ただいま申し上げました数少ない委員の方々ではありますが、1人1人ざっくばらんにご意見を述べられて、実りある小委員会にしてまいりたいと感じてございますので、よろしく願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、先ほど副委員長の中島さんの指名がございましたので、どうぞひとつ副委員長の中島さん、席にお着きになるようお願いいたします。

(高畑委員長)

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

続いて、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、小委員会設置規程第7条の会議運営規程の準用に基づく規定によりまして、桜井明雄委員と酒井誠一委員を指名いたします。

次に日程第2、議案第2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局から議案の朗読をいたさせます。

(成田事務局次長)

議案第2号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。
議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり検討する。
平成16年8月23日提出、議会議員定数・任期検討小委員会。
記。(1) 議会の議員の定数について。
(2) 議会の議員の選挙区の設置について。
(3) 議会の議員の任期について。
以上でございます。

(高畑委員長)

議会議員の定数、任期の取扱いについては、第3回の協議会におきまして、任意協議会で調整いたしました内容を提案したところでありますが、この協議項目については多種多様な問題が考えられるとして、小委員会では十分議論してその方向性を検討していただきたいということでありました。

そこで、議論を進めるに当たって、まず最初に、この調整原案に対して皆さんがどのようなご意見を持っておられるのかお聞かせいただきたいと思います。率直にご意見をお願いいたします。

どなたかご意見ありませんでしょうか。

(桜井委員)

これは個人の議員の問題もありますし、もちろんほかの議員の方々もきょうは多数ここに来ていないわけですから、もちろん小委員会でもんでいただくということも私も賛成してこの委員会に来ております。

それで、実は瀬棚町の例を挙げると、議会の協議会の中で先日もちょっとお話をされました、議員のこの取扱いについて。ところが、まだ議論が不十分なせいか、まだ一本化しておりません。そういう意味もありまして、私の個人的な意見でもありますし、瀬棚町の議員の大方の意見だと思えますが、この審議についてはもう少し先延ばしして継続審議していただきたいと。その間に、また大成町、北檜山町、瀬棚町3町ありますから、それぞれの議会の中で本当にもんでいただいて、またここに来てその話をしていただければなど、こう思っております。その段階では申し上げられないのですが、瀬棚町としては今まだ一本化されていないという部分で、もう少し継続審議していただきたいと、こういう意見です。

以上です。

(高畑委員長)

ほかにありませんか。

(内田委員)

今、桜井委員の方から、まだ議会の話し合いがされていないというようなご意見でございましたけれども、この件につきましては、私は議会の承認といいますか議会の意見というものは、これは一応これとどうなるのですか、お聞きしたいのですけれども。事務局の方どうですか、これ。

私は、ここでそれぞれ、きょうはおいでになっておられるのは議員さんですから、非常にこれはちょっと言いづらいことだと思いますよ。ですから、委員会としてやはりここで時間をかけても結構ですので、意見を出して、委員会としての意見というものはやっぱりまとめていくべきでないか。でないと、3町のそれぞれ議員の皆さん方の思惑がありますので、決して議員さんの意向というものを、これは必要ないといえば語弊ありますけれども、それにこだわっていくとなかなかまとまりがつかないのではないかなというような気がいたしますけれども、いかがでしょうか。

(桜井委員)

私の言い方がちょっとまずかったようで、ここで議論しないという意味ではなくて、結論をきょう出すという話にしないでいただきたいということなのです。ですから、委員同士の意見というのは当然どんどん出していただいて、私も帰りましたら違う方々の議員さんにももちろんお知らせしなければいけないという部分もありますので、当然、いろんな意見でお話が出て結構です。

ただし、きょうの時点では結論を出さないで継続審議していただきたいというような希望でございます。その辺ちょっと皆さんご理解していただきたいと思います。

(高畑委員長)

参考までに申し上げますが、この小委員会のこの討論と申しますかこの質疑は、決議をする場ではありません。やはり小委員会としての意見だけを出していただくというのが本命でございますので、その点ひとつご理解いただきたいと思います。

(平田委員)

今、この議事の協議の中身の話なのだけれども、議案第2号ですよね。これはずっと(3)まであるのだけれども、議員の定数という問題もあるし、それから選挙区の問題も何か、いいますと議員の定数と任期というのか、年度によって随分またがって意味合いで大分変わってくるのですよね。ですから、この議員の任期の特例というものを採用していくのかどうかという議論をまず片づけた上でなかったら、次の定数問題だとかというのは難しくなるのではないかなと思うので、その辺ちょっと委員長の方で進め方についてひとつお願いします。

(高畑委員長)

今、瀬棚町長さんから進め方についての意見がございました。私も冒頭からそういうような考え方で、定数と任期とできたら2点について、それぞれの意見だけをちょうだいしたいと、このように考えてございました。そういう意味でひとつ、まず最初は定数についてを議題としていきたいと

考えておりますが、どうでしょうか。

(内田会長)

今、平田委員の方からも話しありましたように、これは在任特例を受けるか受けないかということによっていわゆるこの3点の問題も大きく変わると思うのです。ですから問題は、在任特例をどうするのかという話をまず最初に決めていかないと、それによって議員の定数をどうする、選挙区をどうするのか、議員の任期をどうするのかというこの3点の問題が、それによって大きく変わってくるのではないかなという気はするのです。ですから、まず問題として、在任特例をどうするのかということをもまず議題にしていった方が、それを決めないとこの三つの問題というのはなかなか本論に入っていけないのではないかなという気はいたしますけれども、いかがでしょうか。

(高畑委員長)

当然、今、内田委員が言われるように、これは全案件にまたがっての特例が入っておりまして、これは委員の皆様方がそれらを頭に入れながら、今の定数問題にしろ、任期の問題にしろ、特例をにらんだ中で、特例であればこういうようなスタイル性、なければこういうスタイル性というものがあるので、その辺をひとつ意見を出してもらえればと。

そして、今ご指摘ありましたように、在任特例からそうしたら入っていったらいいということですね。

それでは、特例も二つの段階でございまして、1点目、2点目とありますが、方向性の特例をこういうふうにしたらどうかというもし案件がありましたら意見を出していただきたいと、このように考えてございます。

(平田委員)

私は結論的に言うと、2年間という問題なりというものについては限定しませんけれども、在任特例を使っていくという、結論から言うと私はその方がいいのではないかと。その理由としましては、やっぱり選挙区になりますと、3町の人口の比率というものが、言ってみれば2対1になってしまうというのか、北檜山町さんの人口数、それから瀬棚と大成それぞれ似たような中でいくと、議員の定数というものはおのずからその辺に出てくるような気がします。それで、こういう人口比の違うまちが合併したときに、昭和の合併でも一番心配されたといいますか懸念されたことは、役場の所在地であるとか中心的な大きなまちに吸収されていくような感じになるのではないかなということが、従来から一番心配されてきたところであります。ですから、最初の段階においては、この在任特例を使いながら、そうしたことができるだけならないような形で在任特例を使っていくというのがいいのではないかと、そんな感じをしています。

(高畑委員長)

ほかにありませんか。

(濱口委員)

一町民として申し上げます。財政事情が厳しいということで合併するのですから、すべてはその方向で取り組むのが基本であると私は考えておりました。このことは一般の方たちの多くの声でもありますし、最も大事な姿勢ではないかと思っております。新町ではこのような意見を反映させるような仕組みが望まれていますけれども、重要課題であります議員任期につきましても、本来的には合併と同時に調整するのがふさわしいと思っております。しかし、継続した懸案事項を各町ごとの議員の方々が十分把握されておりますので、旧町ごとの利害は関係なく調整して軌道に乗せるためにも、在任特例によって取り運ぶのがよいのではないかと考えております。

以上でございます。

(高畑委員長)

ほかにありませんか。

(酒井委員)

私の方からは、この特例につきましてもそれぞれ議員対応の中でも、少数意見ですがそれなりに云々ということは、瀬棚さんも大成さんも同じだと思いますけれども、これに対しての考え方はどうしても意見が分かれる部分がありました。しかしながら、そういった中で、きょう皆さん方のご意見を聞きながら、大勢としてはどうなのかということ、これを報告しなければなりませんけれども、北檜山の場合はある程度特例を認めながらというニュアンスは十分にございましたので、私はやはりその辺を考慮していきたいというふうに思っております。したがって、この特例を採用することによって、この後の議員定数あるいは任期をどの辺にするか、調整案では2年間という区切られた一つの形をとっていますけれども、私は2年以内というのを一つは希望したいなというふうに思っています。そうすることによって、この特例をどういうふうに生かしていくかというそのある程度バランスがとれるのかなという気がしますので、全面的に住民の皆さん、町民の皆さんに沿った形というのはなかなか難しい面があります。したがって、議員としての責任を果たすためには何が必要かを我々は考えなければならない部分がありますので、その辺を考慮しますと、やはり大成さんのただいまご意見あったように、特例を生かしながらいかに合併した効果を出していくか、その辺からすると、いろいろとまた皆さんのご意見をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

(高畑委員長)

ほかに。工藤委員さん、意見ありませんか。

(工藤委員)

先ほどちょっと手を挙げさせていただいたのですけれども、私も瀬棚の町民の代表として出席さ

せていただいております。それで、大多数の方からというわけではありませんけれども、町民の方々から、一応自分が与えさせていただきまして、この議員の定数それから任期の取扱いについてのことに對して、一部分の方からでございますけれどもご意見をちょうだいいたしまして、いろいろとお話を伺ってまいりましたのですけれども、やはり今すぐ特例を認めないでということではないのではないかなと思いつつも、きょう出席させていただいているところであります。

それで今、濱口委員さんそれから酒井委員さんからご意見をいただきましたのですけれども、一部分特例を認めながらも、議員の定数それから任期、選挙区もそうなのでございますけれども、これからまだ皆さんからもご意見をお聞きしたいなと思うところもございますので、きょう、この小委員会では決定ではございませんけれども、話し合いを継続的にしていただきたいという考えで出席させていただいているわけでございます。

(高畑委員長)

花田町長から意見ありませんか。

(花田委員)

今、各委員はそれぞれ議会議員、住民代表として選ばれたその信義を大事にして、言葉をそれぞれ選んでいただいて、在任特例を認めつつもというその後段の方に「2年間」というのは現在の方が引き継がれるわけですから、町民の恐らく一部には、町長方も当然やめるのだから議員も当然50日以内の選挙に臨むべきだろうという、こういう少数の意見が実際問題それぞれあるのではないかなと。恐らくこれは決定機関でないだけに私はこの委員会で、そういう一部の声も考えながら総体的に小委員会の意見をまとめていくべきだろうと。

私、だから言いづらいのですけれども、うちの町の今回の議会議員、これまでは12名の定数に対して選挙があるものという背景の中で来ましたけれども、結果として定数内でおさまって、選挙はそれはもう成立するわけですから、なかなか選挙を戦ってやることとその定数内の当選というのは、住民の関心度のちょっと以前から見たら変化しているなという部分が率直に感じられます。だから、今冒頭に桜井明雄委員さんが言われたそういうのも何かうちの議会でも、ここで議長が今、小委員長になっているものですからちょっと言いづらいのですけれども、その辺が何かあるのではないかなという気がするのですよ。だから、僕も物わかりはいい方なつもりなのですけれども、どうなのだろうね、これ、すばっといくのだろうか、そんな感じがします。

(内田委員)

これは、先ほどから濱口委員とか工藤委員からもお話しがありました。町民は、それはもう本当に特例を使うべきでないという意見が多くありますよ。それはなぜかという、やはり合併というのはいわゆる経費の軽減を図るのだということの中で、議員の特例というのを使わないで一気に選挙をやるべきだというようなご意見があるわけですよ。ただ私は、もし特例を使わないというふうになると、いわゆる選挙区を設けてたとえば大成・瀬棚が5・5、北檜山が人口比例から12とした

場合。そうすると、北檜山については3の減ですからそう影響ないと思うのですけれども、大成・瀬棚さんにとっては12から、10から半減するわけですから、そうした中で町民の皆さん方というのは、果たしてその定数でもって本当の我々の町民の意見というのが対等に話ができるのだろうか、そういう心配が私は出てくると思うのですよ。ですから、ただ経費の軽減、これは大事です。しかし、やはりそういうことばかりも一概に言えないと思うのですよ。ですから、私の意見としては、この特例はさっき言ったように、2年以内ということですから、今の議員さんの中で十分対等に議論してもらって、それぞれの町の将来像というものははっきり出して、そしてひとしく町民の皆さん方に安心をしていただけると。その中で、私は、町民の要望にこたえるために、思い切った定数の削減というものを考えていったらいいのではないかと、思うふうに思います。それと、結局選挙区も、これはやっぱりそうした議員の特例を生かした中で皆さん方に議論してもらって、別にその中で今度は選挙区のことこれから考えていったらいいのではないかと。果たしてその選挙区というのは必要なのかと、思い切って議論してそういう結果が出たら、別に選挙区というのを置かなくてもいいのでなかろうかと。

先般、新聞に出ておりましたけれども、森と砂原が特例を使うけれども、いわゆる選挙区については今後十分議論をしていこうということで結論を出していなかったと。そういう方法というのは一番いいのではないかと、私はそう思っております。

（平田委員）

一般的に、特例をこういうふうにする、特例が議会にだけあるという一つの原則論みたいな話が出てしまったのだけれども、2回の予算と1回の決算というものが、まず合併の中で特例を利用してやっていくのが一般的だというような話があるわけです。そういう中でやっていかなければ、恐らく9月の合併というものを予定した場合に、それから予算編成に事務作業が入っても、12月ででき上がらないのではないかと。厳しいのではないかと。どうしても、次の3月議会までぎりぎりで新年度の1回目の予算が組まれるということになれば、相当暫定的な予算編成になっていくのではないかと。ですから、そこで1年なり半年で任期というものを切ってしまうと、本格的な新町の計画をいわゆる3町のバランスも考えた中でうまく予算化していくというのは、2回目の当初予算になるのではないかと。そういう考え方でいくと、やっぱり2回の予算編成というものがおのずから必要になってくるのではないかと。私は、そんな中でこの2年以内の特例をそれに当てはめてうまく期間を設定していけば、有効な予算編成ができるのではないかと、そんな思いでございます。

（桜井委員）

それぞれ委員の皆さん発言しております。私もきょうは余りお話ししないかなと思ったのですが、率直な意見をという意味もありまして、お話しします。

私個人的には在任特例は使いたくないと常々思っておりました。その理由はやはり、皆さん言わなくても皆さんわかるとおり、どうして合併するの？という話の中では、当然、経費の部分の削減だとかそういう部分で話されているとおりで。ですから、2年間在籍した場合、特例を使った場

合に、では大方どのぐらいお金がかかるのかなど。そのお金があったら何かに使えるのではないかという話もありますし、それと同時に、今、平田委員から述べられた意見を聞いたり、私もこの辺を十分に考えたときに、非常に揺れます。私は正直に言ひまして、北檜山が真ん中にいて、瀬棚、大成がありますから、そういう部分でのこの3町が合併したときの将来像がどうなっていくのかというのを考えると、議員の定数の部分だけで「経費削減のために可とする」「2年、在任特例を使わない」というような部分を考えますと、将来的にどちらのスパンで考えたときにどちらの方が大事なのかというふうに考えますと、正直言ひまして私はまだ真ん中ぐらいです。

ですから、先ほど言ったのは自分の個人的な意見も踏まえてと言ったのですが、その辺で、本当に在任特例を使った方がいいのか、それともきばっと同時選挙した方がいいのかという部分では、僕自身は非常に揺れているところです。やはり議員が、では現実的に39人という人数が同じ議場の中で議論したときに、果たして決まるものも決まらないのではないかと、逆な論もあるわけです。ですから、少数精鋭でやったってやれないことはないではないかということも考えますと、その辺がどっちがいいのかという単純な部分では、非常に揺れている部分です。

きょうは正直に言ひなさいと言っていますので、その辺で終わります。

(高畑委員長)

副委員長は意見ありませんか。

(中島委員)

今皆さんからの、私も町民の1人として出てきているのですけれども、特に濱口さんや工藤さんの方からいろいろありましたと同じようなことになるわけですが、端的に言ひまして、私もすぐ50日以内に選挙をやった方が一番いいのではないかと、そういうふうに思っている1人なのですが、ただ定数のことは、今1万人を超えているのですが、これでいくと20人なのです。それから、5,000人からその下は18人と、いや、22人から18人ということになるのですね。その真ん中をとって具体的な話をすると、大体20人ぐらいがいいのかなど。

それから、次にあるこの選挙区の話、これはやはりいろいろさっきも内田委員の方からもお話しありましたように、今度、15人が、仮に20人だとすると10人になる。それであと、瀬棚さん、大成さんが12人から5人になると、たとえばですね。そうなるとなかなかこれは大変で受け入れられないのではないかと、そんな気がするものですから、そうであれば最初から全体を一緒にやった方が、これはいろいろ減るのです。それから、いいというか、特に勉強した議員さんが出てきて、これは人数が少なくてもその町を代表して活性化ができるのだというふうに、と思うのです。

それから、最後の任期のことなのですが、これはさっき50日以内ということをお願いしたのですが、そればかりも言ひていただけないと思うのです。ですから、2年間はあるのですが早い機会に、できれば17年の9月に合併したとすれば、18年の3月ぐらいまでに……実際、18年の4月の選挙と。19年の4月がこれは統一選挙なのです。ですから、そこまでいくとちょっと長いような気もするのですが、できれば18年の4月ぐらいで選挙をやっていたらというふうに私は思っています。

(高畑委員長)

皆さんの意見を今、ひとつ集計してみますと、継続審議が必要、これが一つの今後の課題だろう。そしてまた、今の在任特例を云々の課題は、半信半疑の方が半分ぐらい。もっともそういう考え方は堅実な考え方であろうと、私もそう思うのですが、3町の議長の考え方は、昨年2月からことしの2月まで約1年間、任意協の中で一つの議題としまして、さまざまな方向性を考えながら話し合われました。その中で議員の定数そして任期間題も触れまして、今話し合われたような、内田委員から言われたような、ほぼそういう考え方なのです。やはり方向性として、今後は議員の定数を削減すべきだと。合併後です。しかし、現在の在任特例の考え方は、例えば2年そのものではなくても、やはり北檜山町の議会のあり方、現実のあり方、そして瀬棚さん、大成、こういう3町の議会のシナリオを見まして、やはり一発で今すぐというわけにはいかないだろうと。どこかで期日を定めて、そして一緒に同じ歩調でもって合併に進んだらどうなるのかという、私どもの意見はそういう意見なのです。しかしながら、委員の皆さん方の意見を掌握しながら、そして間違いのない方向性へ持っていこうと、こういう考えでございます。

それでは、継続審議として差し支えありませんか、この課題は。

(平田委員)

一つちょっとだけお願いしたいのだけれども、この法定協議会の中で、1番の議員の定数だとか、それから選挙区の設置の問題というものを決めてしまうのか、そうではなくて、もし議員の任期の特例を使っていくとするならば、特例の中の議員さん方で次の定数問題であるとか選挙区の方法というのは、新町の特例でやった場合にはその中でその方向を議論してもらおうようにしてもらった方がより現実的な問題でないかというふうに思います。

重ねて、私も先般行政視察を3町させてもらって、この広い漁業主体の町、それから農業主体の町、プラスして観光の町であるとか、それからまだ国・道の関係の事業も途中なもの、それからトンネルを含めてたくさん大きな課題というものはやっぱりここの中にある。ですから、ここで一気に新しく、みんな失職してしまうということはすごい危険な問題だなというふうに、そんな感じで今回の視察、すばらしいこういう一つのいい視察をさせてもらったなという。そういう中の判断から考えても、今まで各委員さんが言われているようなことで進めてもらえれば円満にいくのではないのかと、そんな感じは私受けています。

(花田委員)

ちょっと事務局にお尋ねしますが、特例の法律の中でたしか、ないと思ったのだけれども、仮に2年間以内の在任特例、そうすると今、39名ですよね。39名を特例の特例で、例えば30とかという都合のいいような法律解釈の事項はないでしょうね。

(「ない」と呼ぶ者あり)

(花田委員)

念のためにただ……。あり得ないことなのだけれども、発言の中でそういうふうに、都合のいいようなことが響き渡ると、そこに出てくるわけですよ。折衷案みたいなものが出てくる。現状できないものはできないと、ないということを知りつつも今確認してみたのですけれども、それはないですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(酒井委員)

特例についてちょっと触れたいと思いますけれども、一番やはりこの任期については、先ほど平田委員さんから言われたように、本来的に言うと、予算、決算、1回くらいはやっぱり経験して、地域のそれぞれの思いを一層精査するというのは理想かなというふうに、当然考えていたわけです。したがって、途中からの予算ですから、もう一回はやっぱり、本来的に言うと正式な予算を組む。1度は中間ですけども監査をするというのが本来的な姿だろうと。その辺が一つの議員としての役割かというふうに実は考えているわけです。

それで、財政的な問題云々というのは当然出ていますけれども、これについてはその一時的な合併にかかわるいわゆる経費の部分だと思うのですよ。したがって、これから合併して、行く行くはやはり議員の定数の削減あるいは報酬等の問題、これらを含めてその辺から合併の効果というのは当然出てくると思うのです。ですから、余り最初の段階で、今合併してどうだという段階で財政に触れ過ぎると、そもそもの話の始まりが、財政云々で合併でないかということが余りにも前面に出過ぎたためにそういうふうに出てきている感があるのですよ、実際は。だけれども、中身はそうではなくて、合併のその時点での経費というのは必要経費だと思うのです。始めて、終わりをおさめると。したがって、個人的に言わせていただければ、合併の効果というのはそれ以降に出てくるだろうというふうに考えております。

したがって、この在任特例というのは国が十分にそれを研究した上での正しい対応の仕方でないかというふうに理解しておりますので、余り表現しておりませんでしたけれども、その辺を考えながらやはりある程度目安に持っていった方がいいかなと。したがって、定数の関係についても、後々の合併効果のあらわし方からすると、1万人、2万人の範疇の判断をしますと多少やはり減らすのはなかなか大変でしょうけれども、やっていかなければならないのかという思いもしますし、特例区の問題についても、合併した暁には本当に必要なのかと。そこでまた効果の出し方を十分に考えた方がいいかなというふうに考えております。

(内田委員)

きょう、委員の皆さん方の中には議員の皆さん方がおいでになるので、桜井委員さんも言われていたように、非常に心揺れ動いていると。これは、私、理解できるのですよ。大変だと思うのです。

それで、私も当時、出前講座だとかいろいろ合併の話し合いをしたときに、本当に皆さん方というのは初めからその議員特例を使うべきでないという意見が圧倒的に多かったですよ。ただそれは、さっきも言ったように、特例を使うのは決して議員の延命のために使うのではないと。それはやはり将来、新町になるわけですから、それぞれの町の考え方、希望、それらがたくさんあると思うのです。その中で、私はさっきも言ったけれども、対等でそうした中で議論、一時期には多いかもしれないけれども、2年以内という期限があるわけですから、そこで十分なるべく短縮してもらおうような議論を進めていただいて、そして町民の皆さん方に理解の得られるような方法というのはあると思うのですよ。

ことし、大成町、瀬棚町で選挙があったわけですがけれども、その中で新しく出る議員さんの中にも、絶対にその特例は使うべきでないという公約をされたという話も聞いておりますけれども、私はちょっとその点は違うのではないかと。これは大変申しわけないけれども、私も議員の経験がありますから。議員になった以上は、その限られた4年間のうちに何とかして町のために尽くしたい、頑張ってみたいというのが議員の考えであるし、望みだと思うのです。それで、特例を仮に使わないというふうになると、来年の9月にはまた選挙があるわけです。そうすると、わずか1年ちょっとでまた選挙をやらなければならないわけです。そしてその人がようやく今1年の間にいろいろと町の情勢、しかも今出られた議員というの一番いい時期に出られたと思う。それはなぜかということ、この合併という大きな問題の中に議員としてその席を得たということは、私は本当にいいことだと思うのです。その議員さんがわずか1年足らずの中で職を失って、そして9月に選挙して、果たしてその人が再任されるかどうかというのは保証がないわけですから、そうすると、再選される方はいいにしても、その場で職を失うことになったその議員さんの望みというのは中途半端で終わるわけでしょう。ですからそういう意味では、私は、堂々と町民の皆さん方に、町民の皆さん方にはそれはいいかもしれないけれども、議員としては、やっぱり自分が議員になった以上は少しでも長く議員をやって、そしてそれぞれの町のために力を尽くす努力をするというのが町民の負託にこたえることだと思うし、またその議員さんを選んでいただいた町民の方々というものはそのために選んでいるのですから、それをわずか1年やそこらで職を失うようなことになれば、町民に対して申しわけないのではないかとということの中で、私はだから、話をすれば町民の皆さん方というのは理解していただけると思うのですよ。ですから、それはそれぞれの議員の皆さん方が自信を持って町民の人に訴えるべきであるし、私どももそうした中で、今まではずっと町民の方々に訴えて、初めはそういう圧倒的な「特例要らない」という意見がありましたけれども、今日に至ってはそれぞれ理解をいただいているというのが現状ですから、そういう意味でひとつ私は特例は使っただいて、それぞれの町のために頑張っていたいただきたいという願いであります。

(高畑委員長)

ほかにありませんか。

なかなか大変な大きな問題ですから、今、この場で即どうのこうのという結論めいたものは出されるわけではありません。けれどもやはり、議会というものはどう一つ一つの仕組みになるのか、

中身になるのかというものも町民の方々に理解してもらえる一番いい一つのチャンス、時期だろうということも考え合わせて、さまざまな角度・観点から話し合いをしながら理解を持ってもらえる、持ってもらうという方向へと考えているのですけれども。

ちょっと休憩をいたします。

(休憩) (午後2時17分)
(再開) (午後2時27分)

(高畑委員長)

それでは、本会議に戻します。

さまざまな意見が出されましたが、1点目は、統一選挙をひとつ考えながら、それと並行して一つの新町の建設計画も関連しながら、在任議員の一つの力量を発揮してもらおうと、こういう一つの重大な使命感の中で有効に在任期間を使用していきたいと、このように考えていることだろうと思うわけですので、そのように取り計らっていいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(高畑委員長)

それと並行しまして、この議員の任期、在任期間は2年以内となっているのですが、それをもう一度おさらいして、いつという一つの中身がありましたね。

(内田委員)

例えば北檜山町の任期、19年ですか。19年の4月というふうになると、1年と8カ月ぐらいになるのですね。

(高畑委員長)

そうですね。大成では1年と8カ月ですか。

(内田委員)

そうですね。そのあたりでどうなのでしょうかね。私はもしあれであれば、そのようにした方がいいのではないかなというふうに思いますけれども。

(花田委員)

先ほどのお話では、在任特例は適用します。その期間は平成19年4月までとするということの考え方でいいのでしょうか？

(平田委員)

いや、町民に、これはこれから調整するのだと思う……。

(花田委員)

調整するあれが出るでしょう。農業委員みたいに。

(平田委員)

町民に、少しこの調整内容が長くなったっていいから、やさしくこの調整内容をきちんと、わかりやすく表現しなければ、町民にただ北檜山の任期までというのは。

(花田委員)

それは、農業委員と違ってそういうわけにいかないのだよね。委員長もそういうことを思い計らってこれも言っていたけれども、言っている底流は北檜山ということではなくて、必要とするそのものを明確にして、期間は平成19年4月、これこれの理由によりと、こういう明記で、事務方にその調整をゆだねてまとめるということではいかがですか。

(高畑委員長)

そうすると、1年何カ月……。それでもって調整したと。

それで、そういうことはいいですよ。

(桜井委員)

私だけふらふらした話をしておりましたので、今こういう形になったので、やはり私は平田委員が言ったように、町民に配布している協議会だよりは、何号になりますか、今度6号になるんですね。そのときに、今言った大事な部分の意見を一番中心に網羅して、きっちり理解していただくということが、この最大の議員特例を使う必要があると思いますので、ぜひとも事務局にはすばらしい文面で、お年寄りの方でも簡単に理解できるように書いていただきたいと思います。それだけです。

(高畑委員長)

27日の法定協の中で、本日のこの種のまとめを報告しなければなりませんので、その辺のまとめ案を、今、桜井委員さんが言われたように、事務局にひとつ最大の配慮をしてもらいたいと、このように考えてございます。

それでいいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(高畑委員長)

ちょっと休憩します。

(休	憩)	(午後2時41分)
(再	開)	(午後2時53分)

(高畑委員長)

それでは、本会議に戻します。

一応、事務局の方から説明させますので、よろしくお願いします。

(成田事務局次長)

協議第6号、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局よりご説明をさせていただきます。

先ほどの審議におきまして、在任特例という方向が出ましたので、在任特例に関することのみご説明をさせていただきたいと思います。議案の6ページをお開き願いたいと思います。

議案の6ページの右側の方に「合併特例法第7条（在任に関する特例）による方法」という事項がございます。こちらの方は実は身分につきましては、合併関係市町村の議員は、合併市町村の協議により、合併後の2年を超えない範囲に限り、引き続き新町の議会議員として在任することができとなっております。

任期につきましては、協議により決定することとなりますので、2年を超えなければよいこととなりますが、任期の設定を1年としても、また1年6カ月としても、それは特には構いません。

定数につきましては、法定定数を超えるときは、在任している議員の数を定数といたします。なお、欠員が生じた場合や、議員が総辞職した場合は、法定定数となるまで議員定数を減少させることとなります。また、原則と同様に、あらかじめ合併関係市町村の協議により、議員定数を定めることとなります。

選挙期日につきましては、合併前の議員すべてが在任しますので、在任期間終了までは選挙は行われません。補欠選挙についても同様に、行われないとされており。

選挙区につきましては、在任特例を適用している期間は設けることはできませんが、在任特例終了後は原則に戻りますので、選挙区を設けることができます。

以上でございます。

(高畑委員長)

今、事務局の方から説明されたわけですが、この6ページの特例に対しての中身は承知できましたでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(高畑委員長)

ここで確認したいと思います。

議員の任期については在任特例をすることとし、任期は19年4月30日までとしたところでは、

また、在任特例の議会議員の定数については39人とします。

なお、在任特例適用期間後における定数については、新町議会で決定することとします。

在任特例期間の選挙区についても同じように、新町議会で決めていただくことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(高畑委員長)

そのようにひとつお願いいたします。

済みません、在任特例をすることとした任期は、19年の4月30日でなく、29日でございますので、よろしく申し上げます。

4. その他

(高畑委員長)

今まで質疑されました中で、何かまた別に日ごろ考えておりました事項がありましたら、再度ご発言願いたいと思いますが、ないでしょうか。

なければ、本日のこの小委員会の課題を、来る27日の法定協議会にひとつ答申として出したいと、このようにご理解願いたいと思います。

5. 閉 会

(高畑委員長)

大変本当に、委員長の不手際からむだな時間も長時間かけましたことを深くおわび申し上げまして、本日の会議を終わりたいと思います。

大変どうもありがとうございました。

(午後2時58分)